

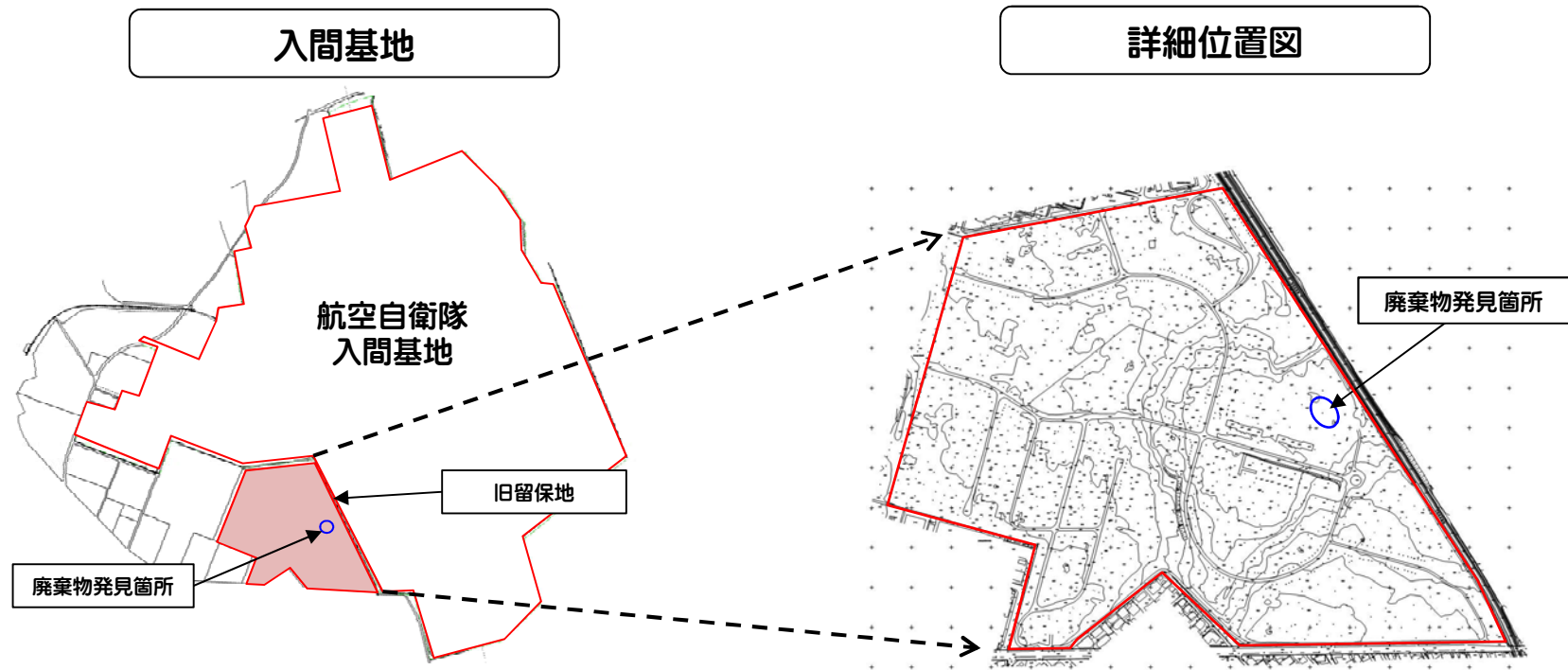
入間基地災害対処拠点施設等の 整備に関するお知らせ

平成30年12月13日
北関東防衛局

工事中に見つかった廃棄物について

北関東防衛局は、平成30年5月から航空自衛隊入間基地(旧留保地)において、災害対処拠点及び自衛隊病院建設に係る造成工事を実施しておりますが、今般、伐木・伐採作業中に敷地内から廃棄物(ドラム缶)を発見しました。

発見された廃棄物は、200Lのドラム缶125本であり、その内21本は空でしたが、残りの104本には廃油と思われる物質が残存しているのを確認いたしました。



※旧留保地とは、昭和48年に米軍から返還された土地であり平成28年6月に所管換により防衛省の行政財産となりました。

成分分析結果について

発見された廃棄物(104本全てのドラム缶)の内容物の成分分析結果は、以下のとおりです。試験は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)施行規則に基づき実施しました。この結果、ベンゼンとポリ塩化ビフェニルについては、特別管理産業廃棄物として取り扱われる基準に該当する値が検出されました。

試験項目	基準値	単位	基準値を超過したドラム缶の本数	試験項目	基準値	単位	基準値を超過したドラム缶の本数
トリクロロエチレン	0.1	mg/L	0	1, 1, 1-トリクロロエタン	3	mg/L	0
テトラクロロエチレン	0.1	mg/L	0	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	mg/L	0
ジクロロメタン	0.2	mg/L	0	1, 3-ジクロロプロペン	0.02	mg/L	0
四塩化炭素	0.02	mg/L	0	ベンゼン ※(2)	0.1	mg/L	6
1, 2-ジクロロエタン	0.04	mg/L	0	1, 4-ジオキサソ	0.5	mg/L	0
1, 1-ジクロロエチレン	1	mg/L	0	ポリ塩化ビフェニル ※(1)	0.5	mg/kg	8
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	mg/L	0	引火点	70℃未満	-	10

※判定基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特別管理産業廃棄物の廃油として実施。

※試験項目については、関係機関(埼玉県)と調整し決定。

(1)ポリ塩化ビフェニルの測定値の内訳

ドラム缶管理No	5	9	10	11	21	118	119	120
測定値(mg/kg)	1.8	1.0	2.0	1.3	4.8	0.8	3.0	0.7

※基準値を超過した8缶については、低濃度ポリ塩化ビフェニルとして処理します。

判定基準値:○低濃度ポリ塩化ビフェニル:0.5~5000mg/kg

○高濃度ポリ塩化ビフェニル:5000mg/kg以上

(2)ベンゼンの測定値の内訳

ドラム缶管理No	7	9	22	30	39	104
測定値(mg/L)	3.0	0.38	7.4	0.2	0.32	1.2

※基準値を超過した6缶については、特別管理産業廃棄物として処理します。

これらの結果を踏まえ、当局は、関係機関との調整のうえ、当該廃棄物を関係法令に基づき適正に処分します。

保全措置状況及び今後の対応について

1. 廃棄物の保全措置状況

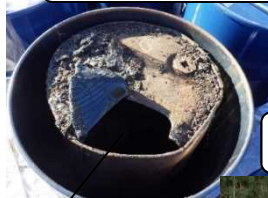
廃棄物については、関係機関に報告のうえ、ドラム缶から漏れ出すことが無いように、現在以下の方法で保全措置を構っています。今後、場外の処分場にて処分するまでの間、現場にて適切に保管することとしています。

オーバーパック（容器にドラム缶を収納）

イメージ図



オーバーパックの状況



試料採取口

オーバーパック後の全景



シートで覆う



現在の状況



2. 今後の対応について

現場で保管している廃棄物は、関係機関との調整のうえ、関係法令に基づき、処分場にて適正に処分します。

また、廃棄されたドラム缶が発見された場所についても、関係機関との調整のうえ、土壌汚染対策法等関係法令に基づく土壌調査を実施することとしており、この調査結果についても、今後速やかに取り纏め、公表してまいります。